

本日、御連絡頂きました解約につきましては、後日のトラブル防止の為、書面でのみ受け付けております。

つきましては、下記の要項を御理解の上、解約手続きをお願い致します。

#### (1) 解約通知書の記入方法

**解約通知書に、必要事項を記入・捺印の上、解約希望日前月の末日迄に弊社へ到着するように郵送又はFAXにて御発送下さい。**

(注意) 解約通知書は必ず期日までにご提出下さい。

解約通知書の到着確認ができましたら解約受付をさせていただきます。

お電話での解約受付は致しません。

- ① 『解約日』記入については、充分御注意下さい。通知して頂いた『解約日』を過ぎての鍵の返却及び明渡しについては、損害金 家賃の1.5倍を申し受けます。又、鍵の返却は、簡易書留又は宅配便でも受け付けておりますが、弊社への到着が『解約日』を過ぎておりますと、損害金 家賃の1.5倍を申し受ける事になりますので、日程には、充分余裕をもって『解約日』を決定される事をおすすめ致します。
- ② 『解約後の連絡先』の記入については、解約から30日～50日後に敷金等の精算の件で連絡させていただきますので、確実な連絡先を御記入お願い致します。(転居先・勤務先等)

#### (2) 『解約日』1週間前迄に

**退室確認の立合い希望日・時間(午前10時～午後5時迄)をお電話にて御連絡下さい。**

相談の上、日時・時間を指定させていただきます。

(但し、双方協議の上立合いを免除させて頂く場合もございます。)

#### (3) 『解約日』迄に

**①電気・ガス・電話・水道(※1)は、必ず閉栓して、御精算下さい。**

※1：水道局と直接契約の場合

②室内の荷物は、全て御引き取り下さい。残されますと処分費用を頂きます。(電話機・照明器具・カーテン・カーペット等)

**③大型ゴミ(タンス・布団・自転車等)は、各自で処分して下さい。ゴミ置場・建物周辺に放置されますと処分費用を頂きます。**

④最寄りの郵便局にて転居届けを提出して下さい。転居後の郵便物は、弊社にて処分致します。

⑤各種マンション保険に加入されている方は、諸手続きがありますので、直接保険会社迄お問い合わせをお願いします。

(4) 『解約日』には

指定時間に立会いの上『退室確認』及び『水道代の精算』を致します。

(立会いを免除された方は、後述の鍵を『解約日』迄に弊社へ必着する様、簡易書留  
又は宅配便にて御発送下さい。)

『退室確認』・『水道代の精算』では

- ①前記の各項目が完了しているかどうかの確認
- ②室内の破損・汚損箇所の確認
- ③鍵の受領及びその確認
- ④水道メーターの検針・精算

**※水道局と直接ご契約の場合は、前項(3)-①の通り解約手続が必要です。**

などを行いますので

- ①印鑑（認印可）
- ②この用紙
- ③賃貸借契約書記載の鍵（紛失・複製の場合は20,000円(税別)申し受けます。)

メーカー	番号	本数	本
メーカー	番号	本数	本
メーカー	番号	本数	本

- ④水道代（現金で精算 約2～3ヶ月分が目安となります）

以上4点を御用意ください。

立会いは、10分～20分程度で終了致します。

(5) 『退室確認』を持ちまして明渡しの完了とみなします。

本物件を御利用頂き有り難うございました。

管理

京都市下京区富小路通松原下る本上神明町450

株式会社 杉 徳

TEL 075-361-8818

FAX 075-371-0843

【営業時間】9:00～17:00

日曜・祝日定休